

＜松本市いじめ防止等のための基本的な方針のポイント＞

平成 30 年度 松本市教育委員会の取組から

➡「児童生徒が安心して登校でき、楽しく心豊かな学校生活を送るために…」

(1) いじめ・体罰等の実態調査の実施（2 か月に 1 回実施）

- ① いじめの定義及び認知に係る内容について周知、徹底
- ② いじめの正確な認知から対応
- ③ 解消に至るまでの取組み、見守り
- ④ 「松本市いじめ問題対策調査委員会」の実施、報告、情報共有（年 2 回実施）

(2) 指導主事、不登校支援アドバイザーによる学校訪問（全小中学校随時訪問、年間 3 ～ 4 回）

- ① 授業参観
- ② 校長、教頭、関係職員との面談、アドバイス

(3) 魅力ある学校づくり

- ① 学力担当指導主事による授業づくりの支援、助言
- ② 松本市教科等研究推進教員（全教科配置）による授業づくりの支援、助言、サポート
- ③ 埼玉大学教育学部教授 岩川直樹先生による子どもと教師の接点に関わるご指導及び、学校訪問（年間 5 校を訪問し、授業研究、講演会の実施）→ 悉皆訪問で全小中学校を訪問予定

(4) 不登校支援・相談対応

- ① 「不登校予防・対応シート」による見守り、情報共有、支援に向けて（毎月実施）
- ② 元気アップ教育相談会の実施（年間 7 回）
- ③ 元気アップサッカー教室の実施（年間 3 回）…松本山雅 F C との共催
- ④ 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」との連携
- ⑤ 子どもの権利相談室「こころの鈴」による相談対応
- ⑥ （山辺・鎌田・あかり）3 中間教室の運営